

第98回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
開催場所 川崎市川崎区大川町2番1号
当社会議室（本館2階）

目次

第98回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	4
連結計算書類	25
計算書類	27
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	29
会計監査人の監査報告書 謄本	31
監査等委員会の監査報告書 謄本	33
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	34
第2号議案 定款一部変更の件	34
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	37
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	43
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の継続に伴う内容一部改定の件	46

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様には可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使にご協力をお願い申し上げます。

 三菱化工機株式会社

証券コード：6331

株 主 各 位

川崎市川崎区大川町2番1号

(本社事務所
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア東館)

三菱化工機株式会社

取締役社長 田 中 利 一

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送下さるか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 川崎市川崎区大川町2番1号
当社会議室(本館2階)

3. 目的事項

報告事項

1. 第98期(自2021年4月1日至2022年3月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期(自2021年4月1日至2022年3月31日)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の継続に伴う内容一部改定の件

4. 議決権の行使について

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照下さい。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kakoki.co.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kakoki.co.jp>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月28日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

(添付書類)

事業報告 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続きました。期初から夏場にかけては感染者数が増加しましたが、ワクチン接種が進む中で減少に転じ、民間設備投資や生産には持ち直しの動きもみられました。一方で、半導体の供給不足等サプライチェーンの混乱があり、また、冬場には新たな変異株（オミクロン株）の発生により感染が再拡大し、個人消費の持ち直しには足踏みがみられ、さらにはウクライナ情勢等の地政学リスクの高まりも懸念される等、景気は依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような事業環境の下、当社グループは、3ヵ年の中期経営計画（2019年度～2021年度）の最終年度にあたり、最重要課題である営業利益の確保に向けて、受注の確保及びコスト改善に努めるとともに、次世代成長分野事業の推進、企業体質の強化等を重要な取り組み方針として中期経営計画の骨子に沿った事業活動を展開し、業績向上に努めてまいりました。また、事業基盤強化の一環として本社事務所開設による本社機能の集約・再構築を行うとともに、長期的な経営ビジョンの策定を行う等、当社グループの将来の発展に向けた施策も実施いたしました。

当連結会計年度の受注高は、エンジニアリング及び単体機械の両事業で増加し、467億83百万円（前年度比48.0%増）となりました。

売上高は、既受注工事の売上寄与が前年度で終了したことと、前年度の受注高の減少を反映し、454億38百万円（前年度比6.8%減）となりました。

損益面では、販売費及び一般管理費は増加いたしました。工事採算の改善により売上原価率が改善し、営業利益は27億70百万円（前年度は27億45百万円）、経常利益は32億30百万円（同29億39百万円）となりました。また、減損損失及び固定資産撤去費用を特別損失に計上いたしました。投資有価証券売却益を特別利益に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は25億47百万円（同25億11百万円）となりました。

また、当社単体では、受注高は、363億36百万円（前年度比58.0%増）、売上高は、342億11百万円（同5.2%減）、営業利益は22億54百万円（前年度は15億98百万円）、経常利益は28億円（同21億98百万円）となり、当期純利益は23億23百万円（同21億29百万円）となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、上記の業績、今後の事業環境及び財務体質等を勘案し、前期と同額の1株につき70円といたしたいと存じます。

事業部門別の状況は、次のとおりです。

エンジニアリング事業部門

エンジニアリング事業では、顧客ニーズの掘り起こしを図り、民間向け各種プラント・装置及び官公庁向け下水処理装置の受注確保に努めてまいりました。次世代成長分野としてのクリーンエネルギー関連及びバイオガス利活用関連につきましては研究開発投資を継続し、関連技術の拡充・強化のための各種研究及び実証実験に引き続き取り組み、実証実験関連では汚泥可溶化装置を初受注いたしました。海外につきましては、引き続きプラント案件の開拓に取り組み、特に半導体関連の設備投資が活発な台湾において駐在員事務所を支店に変更する強化策を実施いたしました。

受注高は、国内外の民間向け各種プラント及び装置の成約を重ねることができ、また、官公庁向け下水処理装置も堅調に推移し、332億34百万円（前年度は213億9百万円）と前年度を56.0%上回りました。

売上高は、既受注工事の売上寄与が前年度で終了したことと、前年度の受注高の減少を反映し、332億12百万円（前年度は367億96百万円）と前年度を9.7%下回りました。

単体機械事業部門

単体機械事業では、主力製品である三菱油清浄機の拡販と各種単体機械の提案型の営業活動を展開し、受注確保に努めてまいりました。また、成長分野として位置付けている船舶環境規制対応機器等の製品開発と市場投入を引き続き推進いたしました。

受注高は、造船業界及び海運業界の復調、並びに民間設備投資の持ち直しの動きから、三菱油清浄機、船舶環境規制対応機器及び各種単体機械ともに前年度を上回る成約を得ることができ、135億49百万円（前年度は102億99百万円）と前年度を31.6%上回りました。

売上高は、122億25百万円（前年度は119億57百万円）と前年度を2.2%上回りました。

（企業集団の事業部門別受注・売上の状況）

部 門	摘 要	受 注 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
エンジニアリング事業	都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等	百万円 33,234 (21,309)	% 71.0 (67.4)	百万円 33,212 (36,796)	% 73.1 (75.5)
単 体 機 械 事 業	油清浄機、船舶環境規制対応機器、各種分離機・汙過機、海水取水用除塵設備、攪拌機等	13,549 (10,299)	29.0 (32.6)	12,225 (11,957)	26.9 (24.5)
合 計		46,783 (31,609)	100.0 (100.0)	45,438 (48,753)	100.0 (100.0)

- (注) 1. () 内は、前連結会計年度（第97期）の実績を示しております。
2. 当連結会計年度末受注残高は、419億85百万円であり、前年度末残高406億40百万円に比較して、13億44百万円の増加となっております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額7億21百万円（リース資産を含む。）であります。主なものは、本社事務所機能の移転に伴う事務所関連設備等であります。

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入をもって充当しております。当社は、所要資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が一巡し、景気の持ち直しの動きが続いていくことが期待されますが、ロシアによるウクライナ侵攻による地政学リスクの高まりや資源価格の高騰、さらには20年ぶりの円安により原材料調達費の上昇も懸念され、企業心理の冷え込みが鮮明となっており、景気の先行きは予断を許さない状況が続くものと見込まれます。

当連結会計年度は、2019年度を初年度として開始した3カ年の中期経営計画の最終年度にあたりました。この中期経営計画期間中、当社グループは、①差別化技術を持つ成長事業中心の企業体への変革、②利益指標を最重視し安定的な高収益体制を構築、③グループ経営促進による連結収益力の向上を骨子とした事業活動を展開いたしました。新型コロナウイルス感染症による影響はありましたものの増収・増益を達成し、売上高・営業利益目標は概ね達成いたしました。一方で、次世代成長分野としてのクリーンエネルギー、バイオガス利活用及び船舶環境規制対応機器の3つの重点開発領域につきましては、技術開発を推進しましたものの、いずれの領域とも売上高・利益に貢献するには至らず、中核事業化に向けての戦略の再構築が必要な結果となりました。

当社は、上記の結果を勘案するとともに、脱炭素化等の社会課題を踏まえて昨年11月に策定・公表した「三菱化工機グループ2050経営ビジョン」に立脚して、この度新たな中期経営計画（2022年度～2024年度）を策定いたしました。新たな中期経営計画は、これからの3カ年を上記経営ビジョン実現に向けた成長の足固め期間と位置付け、①既存事業の選択と集中を進め、新規事業領域への経営資源のシフトによる新たな事業ポートフォリオの確立、②（i）戦略的事業領域に対応するモノづくり戦略の確立、（ii）収益力向上に向けて当社グループ全体の経営リソースをダイナミックに活用するグループ経営の推進、（iii）TCFD提言に沿った取り組みや資本効率を高める施策の実行による企業価値向上の3つに注力しての経営基盤の確立をその骨子といたしております。この基本方針の下、市場の変化に即応し、営業力、技術力及び収益力の強化を図り営業利益を確保するとともに、新たに設置した技術開発・生産統括本部及びDX推進部門等による戦略的投資を積極的に実施することにより、経営ビジョンの達成に努めてまいります。

全社的には、業務効率化、間接コストの改善、財務体質の強化等による企業体質の強化施策を継続してまいります。併せて、人事施策につきましては多様性の観点を基本とし、適材適所の配置を行うことで、すべての従業員が能力を発揮し活躍できる環境を整備するとともに、当社の持続的成長のための事業環境の変化に対応できる先見性・リーダーシップ・変革意識を備えた人材の採用・育成を通じて、経営人材・専門人材のプールを構築し、当社グループ横断での人材開発・活用を推進してまいります。

以上のとおり、新たな中期経営計画に基づいた事業活動を通じて、低炭素・循環型社会に貢献するモノづくりとエンジニアリングを行う企業集団として、ESGの観点から事業活動を行っていくことにより、SDGsの目標達成に貢献するとともに、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。また、安全の確保に一層注力してまいりますとともに、社会的により信頼される企業集団を目指して、引き続き法令遵守の徹底と、会社法及び金融商品取引法に対応した内部統制システムの適切な運用に努め、コーポレート・ガバナンスにつきましても一層の充実を図ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第95期	2019年度 第96期	2020年度 第97期	2021年度 第98期 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	49,693	62,639	31,609	46,783
売 上 高 (百万円)	38,179	45,062	48,753	45,438
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,110	1,860	2,511	2,547
1株当たり当期純利益 (円)	141.28	238.57	331.01	335.07
総 資 産 (百万円)	46,217	48,545	51,837	50,521
純 資 産 (百万円)	22,326	21,259	25,286	27,307

- (注) 1. 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度に係る各数値につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 2018年度(第95期)は、景気の緩やかな回復基調が続く中、受注高は、前年度を29.2%上回り、売上高も、前年度の受注高の増加を反映し18.1%上回りました。損益面では、既設製品の不具合対策に係る引当金を計上したこと等による売上原価率の上昇、一般管理費の増加等もあり、営業利益は10億97百万円、経常利益は12億67百万円となり、また、投資有価証券売却益を特別利益に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は11億10百万円となりました。
3. 2019年度(第96期)は、景気の緩やかな回復基調が続いておりましたが、年度末にかけては新型コロナウイルスの感染拡大とこれに伴う国内外の経済活動の停滞により、景気は急速に悪化しました。このような状況の下、受注高は、前年度を26.1%上回り、売上高も、前年度の受注高の増加を反映し18.0%上回りました。損益面では、売上高の増加による売上総利益の増加、見積設計費をはじめとする販売費及び一般管理費の減少等により、営業利益は22億22百万円、経常利益は24億12百万円となり、また、投資有価証券売却益を特別利益に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は18億60百万円となりました。
4. 2020年度(第97期)は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、景気は厳しい状況が続きました。このような状況の下、受注高は前年度を49.5%下回り、売上高は前年度に受注が大幅に増加したエンジニアリング事業において手持ち工事の進捗により増加し前年度を8.2%上回りました。損益面では、売上高の増加による売上総利益の増加により、営業利益は27億45百万円、経常利益は29億39百万円となり、また、減損損失を特別損失に計上いたしました。投資有価証券売却益を特別利益に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は25億11百万円となりました。
5. 当2021年度(第98期)の事業の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
三菱化工機アドバンス株式会社	百万円 320	% 100	各種プラント・環境装置の設計、製造、建設、アフターサービス、メンテナンス、維持管理、環境測定、人材派遣等
化工機商事株式会社	百万円 50	100	各種機械販売、建材薬剤販売、厚生サービス、保険
MKK Asia Co., Ltd.	百万パーツ 15	49	東南アジア地域におけるプラント設備の設計、機材調達、建設、メンテナンス、改造工事
MKK EUROPE B. V.	千ユーロ 816	100	欧州における船舶機器装置及び部品の販売並びに保守、補修等サービス業務

(6) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は次のとおりです。

① エンジニアリング事業部門

都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等のエンジニアリング及び建設をいたしております。

② 単体機械事業部門

油清浄機、船舶環境規制対応機器、各種分離機・汙過機、海水取水用除塵設備、攪拌機等の単体機械の設計・製作・据付・販売をいたしております。

(7) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

会社名	所在地
三菱化工機株式会社	本社・川崎製作所（川崎市川崎区大川町2番1号） 本社事務所（川崎市幸区堀川町580番地） 支社（大阪市中央区） 支店（福岡市東区、沖縄県那覇市） 工場（三重県四日市市、茨城県神栖市） 海外支店（台湾） 海外営業所（マレーシア） 海外駐在員事務所（インドネシア）
三菱化工機アドバンス株式会社	本社・大川事務所（川崎市川崎区大川町2番1号） 本社事務所（川崎市幸区堀川町580番地） 支店（大阪市中央区、福岡市東区） 工場（北九州市八幡西区） 事業所（横浜市磯子区 他13ヶ所）
化工機商事株式会社	本社（川崎市川崎区大川町2番1号） 工場（茨城県神栖市）
MKK Asia Co., Ltd.	本社（タイ）
MKK EUROPE B. V.	本社（オランダ）

- (注) 1. 当社は、2021年11月24日付にて本社事務所（川崎市幸区堀川町580番地）を開設し、2022年1月末日までに、これまで川崎市内3拠点に分散していた本社機能を、本社事務所及び本社・川崎製作所の2拠点に集約いたしました。これに伴い、本社営業事務所及び川崎フロントオフィスは閉鎖いたしました。
2. 2021年10月6日付にて、台湾の駐在員事務所を支店に変更いたしました。
3. 三菱化工機アドバンス株式会社は、2021年11月24日付にて本社事務所（川崎市幸区堀川町580番地）を開設し、本社機能を移転いたしました。

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
エンジニアリング事業	479名	14名増
単体機械事業	303	5増
全社(共通)	137	13増
合計	919	32増

(注) 全社(共通)として記載されている従業員数は、エンジニアリング事業及び単体機械事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
529名	22名増	43.4歳	15.9年

(注) 出向者、退職者及び嘱託 合計93名は含みません。

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,300百万円
株式会社横浜銀行	500
明治安田生命保険相互会社	500

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,913,950株
 (3) 株主数 10,411名 (前期末比893名減)
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	807 ^{千株}	10.51%
明治安田生命保険相互会社	416	5.42
三菱重工工業株式会社	416	5.42
三菱化工機取引先持株会	296	3.86
株式会社三菱UFJ銀行	235	3.07
三菱商事株式会社	235	3.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	205	2.67
東京海上日動火災保険株式会社	192	2.50
三菱化工機従業員持株会	139	1.82
株式会社横浜銀行	125	1.63

- (注) 1. 当社は、自己株式を228,894株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は上記自己株式を控除して計算しております。なお、上記自己株式には「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式 (77,129株) は含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	19,379 ^株	1 ^名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役の報酬等」に記載のとおりであり、業績連動型株式報酬として、取締役を退任した後に株式等を交付しております。なお、上記株式数には納税資金に充当することを目的として金銭換価された株式 (5,879株) が含まれております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	田 中 利 一	
取 締 役	中 村 正 男	機械事業本部担当
取 締 役	加 藤 豊	プラント事業本部担当兼 水素・エネルギープロジェクトセンター担当
取 締 役	井 熊 敏 行	環境事業本部担当
取 締 役	齋 藤 雅 彦	管理本部担当兼企画本部担当
取 締 役	楠 正 顕	三菱重工業株式会社執行役員プラント・インフラドメイン 副ドメイン長
取 締 役	神 吉 博	神戸大学名誉教授 カンキロータダイナミクスラボ代表
取 締 役 監 査 等 委 員（常勤）	山 内 暁	
取 締 役 監 査 等 委 員（常勤）	山 口 和 也	
取 締 役 監 査 等 委 員	舩 山 卓 三	公認会計士 税理士 ソーラー発電ネットワーク株式会社代表取締役
取 締 役 監 査 等 委 員	吉 川 知 宏	弁護士

- (注) 1. 取締役のうち楠 正顕、神吉 博、山内 暁、舩山卓三、吉川知宏の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 舩山卓三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、齋藤雅彦氏は、2021年6月29日開催の第97回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために山内 暁、山口和也の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、楠 正顕、神吉 博、舩山卓三、吉川知宏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 2022年4月1日付をもって、取締役の担当を次のとおり変更しております。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	中 村 正 男	技術開発・生産統括本部担当兼 機械事業本部担当
取 締 役	齋 藤 雅 彦	企画管理統括本部担当

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入いたしております。本年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	正 木 惠 之	企画本部長
執 行 役 員	矢 島 史 朗	機械事業本部長
執 行 役 員	三 澤 正 治	環境事業本部長
執 行 役 員	林 宏 一	プラント事業本部長兼プラントメンテナンス事業室長

出口文紀氏は、本年3月31日をもって執行役員を退任しました。

なお、本年4月1日付をもって執行役員の担当の変更及び新規選任を次のとおり行っております。

①執行役員の担当の変更

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	正 木 惠 之	企画管理統括本部長
執 行 役 員	矢 島 史 朗	機械事業本部長兼技術開発・生産統括本部副本部長
執 行 役 員	林 宏 一	プラント事業本部長

②新規選任

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	酒 見 伸 一	技術開発・生産統括本部長兼技術開発室長

(2) 当事業年度中に退任した取締役

①退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退 任 時 の 地 位
高 木 紀 一	2021年6月29日	任期満了	代表取締役 取締役社長

②退任した監査等委員である取締役

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等

1) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特段の記載のない場合は同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。この決定方針は、指名報酬委員会で審議・確認した役員報酬の基本方針に基づくものであります。

当事業年度においては、2021年6月29日開催の取締役会において、役員報酬の各取締役への配分について、指名報酬委員会において審議・確認した役員報酬の基本方針及び各役職と職責に応じて定められた規定額に基づき、同取締役会において決定しております。当該内容は、上記2021年1月29日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、（i）競争力ある報酬を実現するため世間水準等と遜色のない報酬水準とすること、（ii）中長期的な企業価値向上を実現するため適切なインセンティブを付与することの2点を基本方針としております。具体的には、業務執行を担当する取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（役員賞与）及び業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社は、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性をより一層高めることにより、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しており、取締役の報酬等の方針及び額については、同委員会における審議・確認による答申に基づき、取締役会において決定しております。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職と職責に応じた職務遂行を促すための報酬として、世間水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等（役員賞与）は、各事業年度の業績目標（連結売上高、連結営業利益）が超過達成したときのインセンティブとして、会社業績、世間水準等を総合的に勘案して支給額を決定し、業績超過達成時のみ金銭支給するものです。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用した業績連動型株式報酬とし、中長期的な企業価値向上、中期経営計画の達成を後押しするインセンティブと位置付け、中期経営計画の達成度に応じた当社株式を退任後に交付するものです。非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）の交付株式数は、各事業年度における中期経営計画の目標値（連結売上高、連結営業利益）に対する業績達成度に応じて、標準的な業績達成度の場合の株式数を100%とした場合、0～150%の範囲で変動いたします。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担当する取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行うこととしております。取締役会は指名報酬委員会の答申内容に基づき、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）＝80：20としております。

なお、業績連動報酬等（役員賞与）は、上記のとおり、各事業年度の業績目標（連結売上高、連結営業利益）が超過達成時のみ金銭支給することとし、その割合・金額等は当該時に指名報酬委員会において別途審議して取締役会に答申し、取締役会において決定するものとしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会において審議・確認した報酬方針及び各役職と職責に応じて定められた規定額に基づき、取締役会決議で決定しております。

2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等 (役員賞与)	非金銭報酬等 (業績連動型 株式報酬)	
	千円	千円	千円	千円	名
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	190,870 (11,700)	153,024 (11,700)	— (—)	37,846 (—)	8 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	54,300 (36,900)	54,300 (36,900)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	245,170 (48,600)	207,324 (48,600)	— (—)	37,846 (—)	12 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬及び役員賞与の総額は、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役12百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査等委員である取締役の基本報酬及び役員賞与の総額は、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 業績連動報酬等（役員賞与）は、当事業年度につきましては支給しないことといたしました。

4. 非金銭報酬等の内容は、上記1)③に記載のとおり役員報酬BIP信託を採用した業績連動型株式報酬であり、基本報酬及び役員賞与の総額とは別枠で2017年6月29日開催の第93回定時株主総会において、対象者、上限額及び上限株式数等について次のとおり決議いただいております。2019年5月開催の取締役会において、2019年度以降もこれを継続することを決議しております。なお、当該株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名です。

対象者	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
当社が拠出する金員の上限	連続する3事業年度を対象として1.8億円（導入当初の対象期間は2事業年度として1.2億円）
取締役に交付される当社株式数の上限	信託期間中、1事業年度あたりに取締役に付与される付与ポイントの上限は32,000ポイントであり32,000株（1ポイントは当社株式1株） なお、上記ポイント、株式数は、2017年10月1日を効力発生日とする株式併合（普通株式10株を1株に併合）により変更後のものです。

取締役に、信託期間中の毎年6月に、役位ごとにあらかじめ定められた以下の算定式で計算される基本ポイントに同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与ポイントとして付与されます。取締役は退任後に累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けます。
（基本ポイントの算定式）役位別に定める基本金額÷対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

（付与ポイントの算定式）基本ポイント×業績連動係数

業績連動型株式報酬に係る業績達成度を評価する指標は、当社グループ全体の業績向上を目指すインセンティブとして、各事業年度における中期経営計画の目標値（連結売上高、連結営業利益）を採用しております。当事業年度における目標値はそれぞれ515億円及び26億円であり、実績値はそれぞれ454億38百万円及び27億70百万円です。

上記非金銭報酬等の額は、役員報酬BIP信託に関して当事業年度中に費用計上した額であります。なお、当事業年度において、当社取締役であった者に職務執行の対価として交付した株式数につきましては、「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 楠 正顕、神吉 博の各氏並びに各監査等委員は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は全額を会社負担としております。

(6) 社外役員に関する事項

1) 取締役 楠 正顕

①重要な兼職先と当社との関係

当社は三菱重工業株式会社との間に製品等の販売等の取引関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、三菱重工業株式会社の執行役員としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。特に、当社の経営全般の課題並びに各事業の課題、リスク及び改善点等について積極的に発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度中開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

2) 取締役 神吉 博

①重要な兼職先と当社との関係

当社と神戸大学及びカンキロータダイナミクスラボとの間に開示すべき関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、回転機械振動に関する高度な専門知識や三菱重工業株式会社における研究開発業務及び神戸大学における研究・指導等の経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。特に、当社の研究開発、技術等の課題及び改善点等について積極的に発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度中開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

3) 取締役（監査等委員（常勤）） 山内 暁

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席しました。金融機関に長年勤務した経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。特に、当社の内部統制、財務等の課題及び改善点等について積極的に発言を行っております。

4) 取締役（監査等委員） 船山卓三

①重要な兼職先と当社との関係

当社とソーラー発電ネットワーク株式会社との間に開示すべき関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席しました。公認会計士及び税理士としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。特に、当社の内部統制、財務、会計等の課題及び改善点等について積極的に発言を行っております。

また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度中開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5) 取締役（監査等委員） 吉川知宏

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席しました。弁護士としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

特に、当社の内部統制、リスク管理、法務等の課題及び改善点等について積極的に発言を行っております。

また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度中開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 67百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 68百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MKK Asia Co., Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの構築に関する基本方針）は、次のとおりであります。

1) 当社及び当社グループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、「当社グループ行動憲章」、「当社グループコンプライアンス行動基準」及び「コンプライアンス委員会規程」に基づき、法令・定款その他社内規則並びに社会倫理・通念を遵守し、行動する。
- ②社長直属で当社グループ全社を含む部門横断的に構成するコンプライアンス委員会が、当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員のコンプライアンス体制の確立・意識の維持向上のための施策を推進する。
- ③内部監査室は、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規則等に適合しているかについて、当社グループ全社の業務活動の監査を行い、内部監査結果は、社長に報告の上、取締役及び監査等委員会又は監査等委員に周知する。
- ④当社及び当社グループ各社の従業員が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、直接報告することができるコンプライアンスホットライン「ヘルプライン」を設置し、内部通報を奨励すると同時に、通報者の保護を図る。
- ⑤当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は断固として排除する旨を「当社グループ行動憲章」に定めており、当社及び当社グループ各社の役員、従業員、その他関係者がこの行動憲章を遵守するよう徹底する。

2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、「取締役会規程」、「業務決裁基本規程」及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存及び管理する。また、取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、常時これらの文書を閲覧することができるものとする。

3) 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止及びその影響の最小化を図るための基本的事項並びに具体的対応策を「リスク管理規程」に取り纏めることとする。この具体策の推進は、リスク管理委員会が所管することとし、推進活動の進捗状況を適切に取締役会に報告する。

- ②緊急性を要する事項には、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化しトップダウンにて緊急事態に対処する。
- 4) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針及び経営計画等当社の取締役及び従業員が共有する目標を定め、その達成に向けて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員各自が実施すべき具体的な目標を定める。
- ②職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び部門長等を構成員とする経営会議を設置し、経営に関する方針及び全社的重要事項について審議する。
- ③意思決定の迅速化のために、業務分掌規程及び職務権限規程等を見直し・整備し、権限責任を明確にするとともに、重要事項については経営会議における審議を踏まえて、取締役会の意思決定に資するものとする。
- ④取締役会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務担当を定め、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は自らの担当組織を監督する。
- 5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社グループは、コンプライアンス、リスク管理、危機管理をはじめとする内部統制方針を制定し共有する。また、各委員会等において具体策の推進を所管する。
- ②当社は、子会社関係の諸規程を取り纏めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構（株主総会、取締役会）が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるよう子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社へ報告を求めることにより、子会社に対して適切な管理をし、支援を実施する。
- ③当社は、経営推進会議等を通じて、子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社取締役間の意見交換等を通じて情報の共有化に努める。
- 6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ①当面、社内部門の兼務者が監査等委員会の職務の補助をする。監査等委員会から専任者の配置を求められた場合には、監査等委員会の意向を尊重するものとする。
- ②監査等委員会の職務の補助をする従業員に対しては、その人事異動、評価等について、監査等委員会の意見を求め、尊重するものとする。

③監査等委員会の職務の補助をする従業員は、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上司等からの指揮命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社は、監査等委員がいつでも経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。

②当社及び当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に報告する。

③当社及び当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、前項の報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査等委員会又は監査等委員に対して重要な決裁書類を供覧し、監査等委員会又は監査等委員がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制とする。

②監査等委員及び監査等委員会は、代表取締役、会計監査人等と定期的に意見交換をする会合を持ち、意見及び情報の交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の報告を求めるものとする。

③内部監査室は、監査等委員会及び監査等委員との情報交換を含め連携を密にする。

④監査等委員がその職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き速やかに処理するものとする。

（内部統制システムの運用状況の概要）

①内部統制システム及びコンプライアンス全般

当社は、取締役会の補佐機能として内部統制委員会を、またその下部組織として内部統制チームを設置しております。これらの委員会・チーム及び内部監査室が、主としてコンプライアンスの観点から、当社グループ全体の内部統制システムの構築運営状況のモニタリング、個々の業務活動の適正性の調査を行うとともに、各部門・各子会社により実施されるチェックの有効性を確認しております。内部統制委員会は、原則毎月1回開催しております。

② リスク管理

当社は、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、各部門・各子会社に対するリスク管理調査を定期的を実施し、リスクの分析やリスクに関する情報の一元管理を行っております。リスク管理委員会は、年に数回開催しております。

③ 内部監査及び財務報告に係る内部統制

内部監査室が、内部監査計画に基づき、当社各部門及び各子会社の監査を実施し、その結果を監査等委員会及び取締役会に報告しております。

④ 子会社の経営管理

当社役員、部門長等が子会社の取締役又は監査役を兼務し監督を行うとともに、毎月開催している経営推進会議等を通じて、経営状況の報告を受けております。

⑤ 取締役の職務の執行

当社は毎月1回以上取締役会を開催しており、当事業年度は17回の取締役会を開催しました。

取締役会では、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、当社は取締役及び部門長等により構成する経営会議を毎月1回以上開催し、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項についての審議・決定を行い、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図っております。

(注) 本事業報告中のご報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を、千円単位の記載金額は、千円未満を、それぞれ切捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	35,301	流 動 負 債	15,451
現金及び預金	11,227	支払手形及び買掛金	5,607
受取手形	2,735	電子記録債務	3,723
電子記録債権	1,102	1年内返済予定長期借入金	1,000
売掛金	11,537	未払法人税等	661
契約資産	3,768	契約負債	1,066
製品	770	賞与引当金	865
仕掛品	1,791	役員賞与引当金	14
材料及び貯蔵品	757	工事補償引当金	1,140
その他	1,614	受注工事損失引当金	132
貸倒引当金	△5	その他	1,239
固 定 資 産	15,219	固 定 負 債	7,762
有形固定資産	4,969	長期借入金	2,300
建物及び構築物	2,560	役員報酬BIP信託引当金	89
機械装置及び運搬具	570	退職給付に係る負債	5,030
土地	1,426	その他	342
その他	412	負 債 合 計	23,213
無形固定資産	421	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	9,827	株 主 資 本	24,666
投資有価証券	8,372	資 本 金	3,956
繰延税金資産	1,026	資 本 剰 余 金	4,203
その他	453	利 益 剰 余 金	17,059
貸倒引当金	△24	自 己 株 式	△553
資 産 合 計	50,521	その他の包括利益累計額	2,640
		その他有価証券評価差額金	3,847
		繰延ヘッジ損益	7
		為替換算調整勘定	△293
		退職給付に係る調整累計額	△921
		純 資 産 合 計	27,307
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	50,521

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

科 目	金 額	額
売 上 高	百万円	百万円 45,438
売 上 原 価		37,123
売 上 総 利 益		8,315
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,545
営 業 利 益		2,770
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	268	
雑 収 益	348	616
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31	
雑 損 失	126	157
経 常 利 益		3,230
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	437	437
特 別 損 失		
減 損 損 失	92	
固 定 資 産 撤 去 費 用	28	121
税金等調整前当期純利益		3,545
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	915	
法 人 税 等 調 整 額	152	1,068
当 期 純 利 益		2,476
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△70
親会社株主に帰属する当期純利益		2,547

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,052	流動負債	11,569
現金及び預金	9,961	支払手形	145
受取手形	548	電子記録債権	1,930
電子記録債権	978	買掛金	4,187
売掛金	9,312	1年内返済予定長期借入金	1,000
契約資産	2,728	未払金	671
製品	770	未払費用	246
仕掛品	1,236	未払法人税等	425
材料及び貯蔵品	630	契約負債	996
前払費用	284	賞与引当金	677
前払費用	85	工事補償引当金	1,061
関係会社短期貸付金	864	受注工事損失引当金	61
その他	913	その他	164
貸倒引当金	△264	固定負債	6,543
固定資産	14,752	長期借入金	2,300
有形固定資産	4,772	役員報酬BIP信託引当金	89
建物	2,179	退職給付引当金	3,831
構築物	287	資産除去債務	310
機械及び設備	530	その他	12
車両及び運搬具	2	負債合計	18,112
工具及び器具備品	218	(純資産の部)	
土地	1,426	株主資本	21,030
リース資産	14	資本金	3,956
建設仮勘定	114	資本剰余金	4,206
無形固定資産	251	資本準備金	4,202
技術使用権その他	251	その他資本剰余金	3
投資その他の資産	9,727	利益剰余金	13,420
投資有価証券	7,795	利益準備金	840
関係会社株式	517	その他利益剰余金	12,579
関係会社出資金	159	研究開発基金	500
長期貸付金	6	別途積立金	2,049
関係会社長期貸付金	13	繰越利益剰余金	10,030
前払年金費用	327	自己株式	△553
繰延税金資産	518	評価・換算差額等	3,661
その他	408	その他有価証券評価差額金	3,653
貸倒引当金	△18	繰延ヘッジ損益	7
資産合計	42,804	純資産合計	24,692
		負債及び純資産合計	42,804

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		34,211
売 上 原 価		27,692
売 上 総 利 益		6,519
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,264
営 業 利 益		2,254
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	620	
雑 収 益	335	955
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	260	
雑 損 失	118	409
経 常 利 益		2,800
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	437	437
特 別 損 失		
減 損 損 失	92	
固 定 資 産 撤 去 費 用	28	121
税 引 前 当 期 純 利 益		3,116
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	609	
法 人 税 等 調 整 額	182	792
当 期 純 利 益		2,323

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

三菱化工機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 川 幸 康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱化工機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱化工機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

三菱化工機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 川 幸 康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱化工機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

三菱化工機株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	山	内	暁	㊟
監査等委員（常勤）	山	口	和也	㊟
監査等委員	船	山	卓三	㊟
監査等委員	吉	川	知宏	㊟

(注) 監査等委員山内 暁、船山卓三及び吉川知宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主各位に対する利益還元を最重要政策としており、そのために長期にわたる安定的な経営基盤と内部留保の充実をはかりつつ、成果の配分を行うことを配当政策の基本としております。

当期の期末配当は、当期の業績、今後の事業環境及び財務体質等を勘案し、1株につき70円とさせていただきます。

(1) 期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は537,953,920円となります。

③剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

①株主総会の招集地に関する定めの削除

株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を定める現行定款第12条第2項を削除するものであります。

②株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- i 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ii 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- iii 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- iv 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集の時期等)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。 <u>株主総会は本店所在地において招集する。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>本社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第2条 (条文省略)</p>	<p>(招集の時期等)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>本社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>本社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第3条</u> 定款第15条の変更は会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに 規定する改正規定の施行の日である2022年9月1 日(以下「施行日」という。)から効力を生ずる ものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内 の日を株主総会の日とする株主総会については、 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネッ ト開示とみなし提供)はなお効力を有する。 本条は施行日から6か月を経過した日又は前項の 株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか 遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会からは、本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たなかとしかず 田中利一 (1959年4月15日生)	1985年4月 当社入社 2010年4月 当社事務部長 2012年4月 当社総務部長 2015年4月 当社執行役員管理本部長兼総務人事部長 2016年4月 当社執行役員管理本部長 2016年6月 当社取締役管理本部長 2019年4月 当社取締役管理本部長兼企画本部担当兼営業戦略統括センター長 2019年6月 当社取締役管理本部担当兼企画本部担当兼営業戦略統括センター長 2020年4月 当社取締役管理本部担当兼企画本部担当 2021年6月 当社取締役社長（現在に至る）	2,500株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>田中利一氏は、主に総務部門に長く携わり、2015年4月から執行役員、2016年6月から取締役、2021年6月から取締役社長を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	さいとうまさひこ 齋藤雅彦 (1959年1月20日生)	1982年4月 当社入社 2012年4月 当社企画経理部長 2013年4月 当社経理部長 2015年10月 当社企画部長 2017年4月 当社執行役員企画本部副本部長兼企画部長 2019年4月 当社執行役員企画本部長兼企画部長兼営業戦略統括センター副センター長 2020年4月 当社執行役員企画本部長兼企画部長 2021年4月 当社社長付 2021年6月 当社取締役管理本部担当兼企画本部担当 2022年4月 当社取締役企画管理統括本部担当（現在に至る）	3,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>齋藤雅彦氏は、主に経理及び企画部門に長く携わり、2017年4月から執行役員、2021年6月から取締役を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	<small>くすのき</small> <small>まさ</small> <small>あき</small> 楠 正 顕 (1961年1月15日生)	1985年4月 三菱重工業(株)入社 2013年4月 同社エンジニアリング本部環境・化学プロジェクト総括部機鉄大型プロジェクト室長 2013年10月 同社エネルギー・環境ドメイン化学プラント・社会インフラ事業部社会インフラプロジェクト室長 2014年4月 同社交通・輸送ドメイン交通システム事業部副事業部長 2016年4月 同社エンジニアリング本部プロジェクト総括部副総括部長 2018年1月 三菱重工エンジニアリング(株)執行役員 2019年4月 三菱重工業(株)執行役員インダストリー&社会基盤ドメイン副ドメイン長兼三菱重工エンジニアリング(株)常務執行役員 2020年1月 三菱重工業(株)執行役員インダストリー&社会基盤ドメイン副ドメイン長 2020年4月 同社執行役員プラント・インフラドメイン副ドメイン長(現在に至る) 2020年6月 当社取締役(現在に至る)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>楠 正顕氏は、三菱重工業株式会社執行役員プラント・インフラドメイン副ドメイン長であり、その豊富な知識・経験に基づき、当社の経営に関する適切な助言・監督等を行っておりますことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>今後も、上記の知識・経験に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけることを期待しております。</p>			

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	<p>かん き ひろし 神 吉 博 (1946年2月5日生)</p>	<p>1970年4月 三菱重工業(株)入社 1977年2月 大阪大学工学博士 1995年6月 三菱重工業(株)退職 1995年7月 神戸大学工学部機械工学科教授 2007年4月 神戸大学大学院工学研究科教授 2009年3月 神戸大学定年退職 2009年3月 同大学名誉教授(現在に至る) 2009年4月 (株)ジャイロダイナミクス取締役副社長(2013年12月まで) 2014年4月 カンキロータダイナミクスラボ代表(現在に至る) 2019年6月 当社取締役(現在に至る)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 神吉 博氏は、三菱重工業株式会社において研究開発業務に長年従事された後、神戸大学教授として研究・指導に従事され、特に回転機械振動に関する高度な専門知識を有しており、また、ベンチャー企業の経営にも関与されておりました。以上の豊富な知識・経験に基づき、当社の経営に関する適切な助言・監督等を行っておりますことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 今後も、上記の知識・経験に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけることを期待しております。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	はやし こう いち 林 宏 一 (1961年10月3日生) [新任]	1982年4月 当社入社 2011年4月 当社プラント設計部長 2011年10月 当社安全品質環境保証部長 2017年6月 当社鹿島工場長 2019年4月 当社プラント営業部長兼プラントメンテナンス事業室長 2020年4月 当社水素・エネルギープロジェクトセンター長兼プラントメンテナンス事業室長 2021年4月 当社執行役員プラント事業本部長兼水素・エネルギープロジェクトセンター長兼プラントメンテナンス事業室長 2021年9月 当社執行役員プラント事業本部長兼プラントメンテナンス事業室長 2022年4月 当社執行役員プラント事業本部長（現在に至る）	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 林 宏一氏は、主にプラント事業に長く携わり、2021年4月から執行役員を務める等当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	<p>や じ ま し ろ う 矢 島 史 朗 (1962年 9 月 3 日 生)</p> <p>[新 任]</p>	<p>1986年 4 月 当 社 入 社 2011年 4 月 当 社 四 日 市 工 場 長 2011年 10 月 当 社 鹿 島 工 場 長 2013年 4 月 当 社 製 造 部 長 2014年 4 月 当 社 産 業 機 械 技 術 部 長 2016年 4 月 当 社 機 械 事 業 本 部 副 本 部 長 兼 製 造 部 長 2019年 4 月 当 社 執 行 役 員 機 械 事 業 本 部 長 2022年 4 月 当 社 執 行 役 員 機 械 事 業 本 部 長 兼 技 術 開 発 ・ 生 産 統 括 本 部 副 本 部 長 (現 在 に 至 る)</p>	500株
<p>【取締役候補者とした理由】 矢島史朗氏は、主に単体機械事業の製造部門に長く携わり、2019年4月から執行役員を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 楠 正顕氏及び神吉 博氏は社外取締役候補者であります。
3. 楠 正顕氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 神吉 博氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、楠 正顕及び神吉 博の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、これを継続する予定であります。
6. 当社は、楠 正顕及び神吉 博の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は上記各氏との間で上記契約を継続する予定であります。
7. 当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

当社の監査等委員である取締役 船山卓三、吉川知宏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<small>きつかわともひろ</small> 吉川知宏 (1965年10月5日生)	1993年4月 弁護士登録 北・木村法律事務所入所 1998年4月 吉川法律事務所開設（現在に至る） 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役 監査等委員（現在に至る）	700株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 吉川知宏氏は、弁護士としての長年の経験と専門知識を有しており、2015年6月には当社社外監査役に就任し、2016年6月には監査等委員会設置会社への移行に伴い監査等委員である社外取締役に就任しており、上記の経験に基づき、監査の実効性を高め、適切な監督を行っておりますことから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。今後も、上記の経験に鑑みて、法律知識に基づいた豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけることを期待しております。		
2	<small>かめいじゅんこ</small> 亀井純子 (1962年2月19日生) [新任]	1986年9月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1990年3月 公認会計士登録 2000年1月 Weatherhead School of Management 経営大学院留学 2003年11月 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社（2006年5月退職） 2006年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）金融事業部パートナー 2021年6月 EY新日本有限責任監査法人金融事業部パートナー退任 2021年7月 亀井公認会計士事務所開設（現在に至る） 2021年8月 独立行政法人自動車技術総合機構監事（非常勤）（現在に至る） 2022年6月 双日株式会社社外監査役就任予定	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 亀井純子氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年の会計監査業務の経験と専門知識を有しており、加えて証券会社における勤務経験による知見も有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。上記の経験に鑑みて、財務及び会計に関する豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけることを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉川知宏氏及び亀井純子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 吉川知宏氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。
4. 当社は、吉川知宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、これを継続する予定であります。また、当社は、本議案において亀井純子氏の選任が原案どおり承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役各氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は吉川知宏氏との間で上記契約を継続する予定であり、また、亀井純子氏との間で上記と同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合には、いずれの監査等委員である取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】スキル・マトリクス

役 職	氏 名	企 業 経 営	財 務 会 計	法 務 ・ ス トラテジー・ マ ネ ジ ム ン ト	人 事 労 務 ・ 人 材 開 発	環 境 ・ 安 全 ・ 品 質	技 術 ・ 開 発 ・ 情 報	当 社 関 連 業 務 経 験
取締役社長	田 中 利 一	○	○	○	○			
取締役	齋 藤 雅 彦	○	○	○	○			
	林 宏 一					○	○	○
	矢 島 史 朗					○	○	○
社外取締役	楠 正 顕	○					○	○
	神 吉 博					○	○	○
監査等委員 (常勤)	山 内 暁	○	○					
	山 口 和 也		○	○				
監査等委員 (非常勤)	吉 川 知 宏			○				
	亀 井 純 子		○					

※上記の一覧表は各人がより専門性を発揮できる領域を4つまで記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の継続に伴う内容一部改定の件

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬として、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を2017年6月29日開催の第93回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき、現在に至っております。

今般、2017年6月29日開催の第93回定時株主総会においてご承認頂きました本制度について、当社グループの中長期的な業績の向上及び企業価値の向上への貢献意識をより一層高めるため、本制度における業績達成度を評価する指標のみを「連結売上高、連結営業利益等」から「連結営業利益、ROE等」に変更したいと存じます。なお、その他の内容に変更はありません。

本議案の内容は、本制度の継続及び内容の一部改定理由が、取締役の報酬と当社グループ業績との連動性をより明確にし、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高める目的であること、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容（本議案をご承認頂くことを条件に、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）取締役の報酬等」に記載の当該決定方針における業績達成度を評価する指標につきましても上記のとおりに変更することを予定しております。）との関係においても、報酬額の算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準が適切であること、また、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容であり、当社の業況その他諸般の事情を総合的に考慮した上で決定されたものであることから、相当であると考えております。また、本議案は、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額（「月例報酬」及び「賞与」として年額300百万円以内。）とは別枠で、毎事業年度における業績等に応じて、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本制度の継続及び内容一部改定に関し、指名報酬委員会の審議結果を踏まえたうえで本議案を付議しており、また、監査等委員会からは本制度について、業績との連動性等を勘案し、本制度の内容は相当であるとの意見を受けております。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
②当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・ 3事業年度からなる対象期間を対象として、1.8億円
③本信託から取締役に交付等がなされる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり。）	・ 信託期間中、1事業年度当たりに、取締役に付与される付与ポイント数の上限は32,000ポイントであり、当該ポイントに相当する当社株式の数の発行済株式の総数（2022年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.42% ・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
④業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・ 毎事業年度の会社業績指数（連結営業利益、ROE等）の中期経営計画に対する達成度に応じて変動（0～150%の範囲で決定）
⑤取締役に對する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・ 原則として退任後

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度を対象とします（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」という。）。

当社は、対象期間ごとに合計1.8億円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、毎年、取締役に付与ポイント（下記(3)に定める。）の付与を行い、取締役の退任後（取締役が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長

し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計1.8億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1.8億円の範囲内とします。

- (3) 取締役が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の算定方法及び上限
取締役に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）は、以下に定める累積ポイント数に基づき、定まります。なお、1ポイント＝1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりに交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）を調整します。

取締役には、信託期間中の毎年6月に、役員ごとにあらかじめ定められた、以下の算定式で計算される基本ポイントに同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与ポイントとして付与されます。

付与ポイントは各事業年度における中期経営計画の目標値に対する業績達成度に応じて、基本ポイントの0～150%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、連結営業利益、ROE等とします。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、当社グループ全体の業績向上を目指すインセンティブとします。

なお、対象期間中の各定時株主総会から翌年の定時株主総会までの各期間の途中で退任した取締役（定時株主総会をもって退任する取締役を除く。）には、直前の定時株主総会から退任までの在任期間に応じた基本ポイントがその時点で付与され、定時株主総会をもって退任する取締役に対しては、当該定時株主総会の開催日の直前の定時株主総会から当該定時株主総会までの1年間にかかる基本ポイントに当該定時株主総会の開催日の直前の事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

（基本ポイントの算定式）

役員別に定める基本金額÷対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント×業績連動係数

受益者要件を充足する者には、本信託から、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

本信託の信託期間中に取締役が付与するポイントの総数は、1事業年度当たり32,000ポイントを上限とします。この付与ポイント総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任後（死亡時を除く。）に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、当該累積ポイント数の70%に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、死亡後に上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

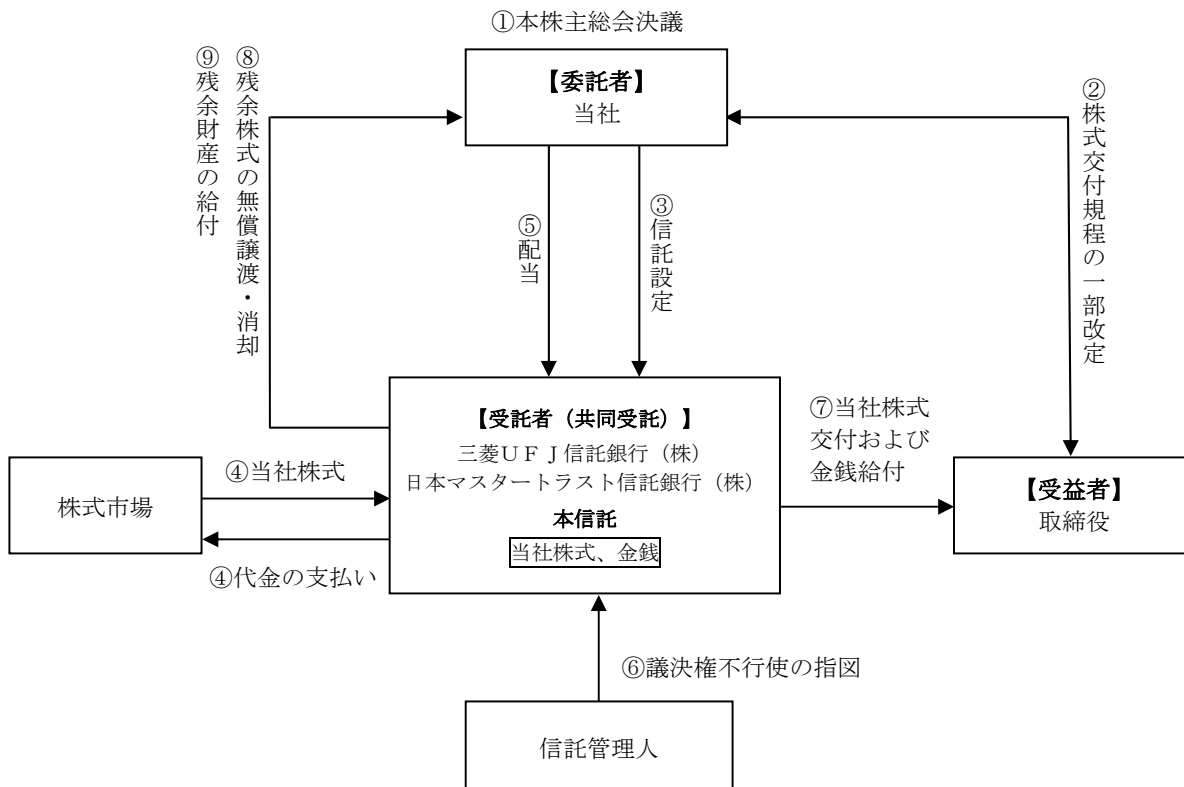
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考：2022年5月20日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の継続および内容の一部改定に関するお知らせ」からの抜粋)

【本制度の概要】



- ①当社は本制度に関して本株主総会においての継続および内容の一部改定に伴う役員報酬決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を一部改定します。
- ③当社は、本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）の期間を延長します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、信託内の金銭（③で追加信託された金銭を含む。）を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績等に応じて、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役は、取締役の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧信託期間中の毎事業年度の業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役について定められる累積ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

【信託契約の内容】

- | | |
|------------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2017年8月2日 |
| ⑧信託の期間 | 2017年8月2日～2025年10月末日（2022年8月1日付の信託契約の変更に
より2025年10月末日まで延長予定） |
| ⑨制度開始日 | 2017年9月1日 |
| ⑩議決権行使 | 行使しない |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫追加信託金の金額 | 0.6億円（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の追加取得時期 | 2022年8月4日（予定）～2022年8月30日（予定） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金
を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上

株主総会会場ご案内図

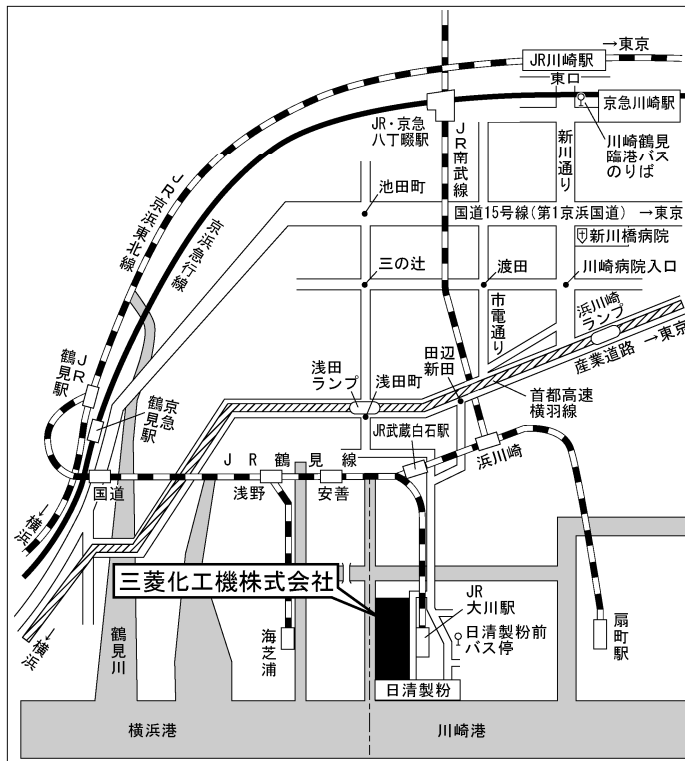
〒210-8560 川崎市川崎区大川町2番1号

当社会議室(本館2階)

電話 044-333-5354

交通機関

- バスをご利用の場合 川崎鶴見臨港バス 日清製粉前 下車 徒歩5分
JR川崎駅東口 バス停10番のりばより「日清製粉」行をご利用下さい。
なお、バスのりばは、川崎駅前南交差点の京浜急行線高架下となっておりますのでご注意ください。
- 電車をご利用の場合 最寄駅 JR鶴見線 武蔵白石駅 下車 徒歩15分
なお、JR大川駅発着の電車は、朝夕のみにつき、ご利用にはなれませんのでご注意ください。



※首都高速横羽線の浜川崎ランプは、東京方面よりの出口専用ランプ、浅田ランプは、横浜方面よりの出口専用ランプです。